

答申 情第57号

平成30年6月27日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年11月30日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年9月21日付け都建室第1号により相模原市長(以下「実施機関」という。)が行った非公開(不存在)決定(以下「本件処分」という。)については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1)平成29年8月31日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、「職業能力開発総合大学校跡地について、市が取得できない理由では理解できない。市民として納得のいく理由の詳細な情報公開」について、公文書の公開請求を行った。
- (2)平成29年9月8日付けで、実施機関は、「市民として納得のいく理由」として、市の意見を求められており、請求に係る公文書を特定できないため、条例第6条第2項の規定に基づき補正命令を行い、同年9月14日、審査請求人は、「職業能力開発総合大学校跡地について、一企業体である病院を推薦し、市民の施設を作らない理由、都市建設局長の元で協議した協議録」と公文書の特定を行った。
- (3)実施機関は、職業能力開発総合大学校跡地に市民の施設を作らない理由及び市が一企業体である病院を推薦する理由に関する協議録については、都市建設総務室において作成しておらず存在しないためとして、平成29年9月21日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書非公開(不存在)決定通知書を送付した。
- (4)平成29年10月10日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年11月30日、当審査会に対し条例第17条第1項の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1)「都市建設総務室において作成しておらず存在しない」とのことであるが市民の数百億円の財産権を放棄するのに担当局長が関与していないはずはない。前局長も協議して決めたと思うので、前局長に確認すべきである。
- (2)時価数百億円の土地を相模原市民のために国が払い下げてくれると言っているのに、何の検討もせず一企業体の病院を推薦するとは考えられない。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 職業能力開発総合大学校跡地に関連する事業は、リニア駅周辺まちづくり課が所管しているため、関連する文書も同課が作成し保存している。都市建設局長が出席した全ての会議の会議録を都市建設総務室で作成しているものではなく、事業を所管する担当課が作成している。
- (2) 職業能力開発総合大学校跡地に市民の施設を作らない理由及び市が一企業体である病院を推薦する理由に関する協議録については、都市建設総務室において作成しておらず存在しない。

なお、本件審査請求を受けて、改めて対象文書の存否を確認したが、対象となる公文書は存在しなかった。

5 審査会の判断

- (1) 職業能力開発総合大学校跡地に関連する事務について

職業能力開発総合大学校跡地の利用については、広域交流拠点整備計画の中で位置付けられ、市は、一企業体である病院の職業能力開発総合大学校旧相模原校跡地への移転構想を支援している。

しかしながら、不動産の提供等、特定の医療機関への経済的な支援に該当する可能性がある支援については、医療行政に係る公平性の観点から、市の地域医療にとって重大かつ独自性を有する事例等、相当の合理性がある場合に限られるべきと考え、市で土地を一時取得し、更に当該土地を譲渡することは想定していない。

- (2) 市の事務分掌について

相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)に定める事務の分掌によれば、「広域交流拠点整備計画に関すること。」については、リニア駅周辺まちづくり課が所管しており、都市建設総務室の所管とはなっていない。

一方で、同室は都市建設局内の重要事務事業の進行管理及び総合調整を担っている。

- (3) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、職業能力開発総合大学校跡地に関する事業は、リニア駅周辺まちづくり課が所管していることを審査請求人に説明しているところであるが、審査請求人は、請求の対象とする文書所管課を都市建設総務室と特定した。

実施機関は、職業能力開発総合大学校跡地に市民の施設を作らない理由及び市が一企業体である病院を推薦する理由に関する協議録については、事業を所管する担当課ではないため作成しておらず存在しないため、不存

在の決定を行ったと説明している。本件申立文書は存在しないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|-------------------|
| 平成29年11月30日 | 実施機関からの諮問 |
| 平成30年 4月 6日 | 審議 実施機関からの意見聴取 |
| 平成30年 5月30日 | 審議 審査請求人の意見陳述 |

第2部会委員 高佐 智美
村山 貴子
安永 佳代